

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について

輸入注意事項19第9号(19.3.6)

最終改正：令和元年8月9日付け・輸入注意事項2019第67号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる特定物質の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。なお、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について)は、平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

化学兵器禁止法第2条第3項に規定する特定物質

なお、特定物質の具体的範囲については、化学兵器禁止法施行令(平成7年政令第192号)別表1の項第3欄又は第4欄を参照のこと。

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010) 2通
- ② 特定物質を化学兵器禁止法上の許可使用者に譲り渡すために輸入する場合にあっては、当該譲り渡しに関する事項を記載した書面(別紙1の様式によるもの) 1通
- ③ 特定物質を化学兵器禁止法上の許可使用者自らが使用するために輸入する場合にあっては、当該使用許可番号を記載した書面(別紙2の様式によるもの) 1通
- ④ 特定物質の保管方法を説明した書面 1通
- ⑤ 申請者が下記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しないことを説明した書面 1通
 - (イ) 化学兵器禁止法又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (ロ) 化学兵器禁止法以外の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者で、その情状が特定物質の輸入をする者として不適当な者
 - (ハ) 禁治産者
 - (ニ) 法人であって、その業務を行う役員のうち上記(イ)から(ハ)までに該当する者がある者
- ⑥ 申請者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 1通
- ⑦ その他必要と認められる書類

(2) 申請書の提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

3 輸入承認基準

特定物質の輸入の承認は、当該輸入をしようとする者が次の各号の規定のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

- ① 上記2⑤(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しないこと。
- ② 当該輸入が化学兵器禁止法上の許可使用者に譲り渡すために、又は許可使用者自らが、その使用の許可に係る特定物質を輸入するものであること。
- ③ その所持する特定物質を、かぎをかけた堅固な設備内で保管することが確実であること。
- ④ その他化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 輸入の承認条件

特定物質は、輸入承認証の承認後30日を経過してから輸入すること。

別紙1

特定物質譲渡し関係事項記載書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の記名押印又は署名
住所

輸入承認申請書商品名欄に記載された特定物質については、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第15条第1項の規定に基づき、次のとおり譲り渡します。

譲り渡す特定物質及び数量	
譲り渡す年月日	
譲り渡す者	
譲り渡す者の使用許可の番号	

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

別紙2

特定物質使用許可番号記載書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の記名押印又は署名
住所

輸入承認申請書商品名欄に記載された特定物質の使用について、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第10条第1項の規定により受けた許可の番号は次のとおりです。

使用許可の番号	
---------	--

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。